

この資料について担当部局からブリーフィングを行います。
日時：令和2年10月30日（金） 16時
場所：県庁8階 会見室 ※参加される場合は、この資料をお持ちください。

令和2年10月30日

ひとりひとりの行動が
福岡を救う。日本を救う。



福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
（保健医療介護部がん感染症疾病対策課）
担当：山田、山下
内線：3384、3391（企画班）
直通：092-643-3609

発熱患者等の診療・検査を行う医療機関を指定しました

～ 「診療・検査医療機関」として1,050機関を指定 ～

- 今後、季節性インフルエンザの流行と新型コロナウイルスの感染再拡大が重なると、どちらの感染を疑うべきか不明な発熱患者等が増えることが想定されます。
- このため、発熱等の症状のある患者が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において適切に診療・検査を受けられるよう、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として本日指定しました（1,050機関）。
- 発熱患者等は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談し、その医療機関が発熱患者等の診療・検査を行う医療機関であれば、そこを受診していただくことが基本となります。
- なお、相談した医療機関で診療・検査ができない場合や、相談する医療機関に迷った場合等には、保健所の「受診・相談センター（旧：帰国者・接触者相談センター）」が引き続き電話相談に対応してまいります。

1. 診療・検査医療機関の数

計1,050機関

	北九州地域	福岡地域	筑後地域	筑豊地域	計
診療+検査	202	420	145	103	870
診療のみ	45	71	49	15	180
計	247	491	194	118	1,050

※「診療・検査医療機関」以外にも、発熱患者等の診療・検査を行う医療機関があります。

2. 診療・検査医療機関の指定要件（主なもの）

- 発熱患者等と他の疾患の患者が接触しないよう、可能な限り動線が分けられており、発熱患者等専用の診察室を設けること（時間的又は空間的分離）
- 必要な検査体制が確保されていること（検査を外部に依頼する場合は、連携体制がとれていること）
- 検査を行う場合は、県又は保健所設置市との間で行政検査の委託契約を締結していること

3. 相談・受診の流れ

別紙のとおり